

## 第6章

# 電子提供措置の定義、招集通知の記載事項等 株主総会資料の電子提供に 関する改正ポイント

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁護士 塚本 英巨

### 【この章のエッセンス】

●電子提供措置とは、会社が、自社や契約先のホームページ等のウェブサイトに株主総会資料の内容で、ある情報に係る電子データをアップロードし、株主が情報の提供を受けることができるようにすることをいう。

●電子提供措置をとる場合に株主に對して書面により送付する株主總會の招集通知には、電子提供措置に係るウェブサイトのアドレスを記載しなければならない。

●書面交付請求をした株主に對して交付する電子提供措置事項記載書面から定款の定めに基づき除外することができる事項の範囲について、ウェブ開示によるみなし提

供制度の対象事項を参考として定められているものの、これと完全に一致するわけではない。

### 「電子提供措置」の定義

改正法による会社法の改正において、特に上場会社への影響が大きい改正項目は、株主總會資料の電子提供制度の創設である。これは、株主總會参考書類、議決権行使書面、事業報告、計算書類および連結計算書類といった、株主に對して書面により交付・提供しなければならない書類について、「電子提供措置」をとることによって、株主の個別の承諾を得ることなく、株主に對してその書面を提供したものとみなす制度であ

る(会社法325の2以下)。

株主總會資料の電子提供制度の創設に伴う会社法施行規則の改正事項として、まず、「電子提供措置」の定義規定の創設がある。電子提供措置とは、会社法325条の2柱書きカッコ書きにおいて、電磁的方法により株主(種類株主總會を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る)が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいうものと定められている。「電磁的方法」とは、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるもの」をい(会社法2三十四)、具体的には、会社法施行規則222条に定められている。そして、新設の会社法施行規則

95条の2において、電子提供措置として前記「法務省令で定めるもの」について、会社法施行規則222条1項1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とすると定められている。要するに、電子提供措置とは、会社が、自社や契約先のホームページ等のウェブサイトに株主總會資料の内容である情報に係る電子データをアップロードし、株主が情報の提供を受けることができるようにすることをいう<sup>8)</sup>。

なお、株主總會資料の電子提供制度を採用するためには、電子提供措置をとる旨の定款の定めが必要である(会社法325の2)。そして、当該定款の定めがある会社において、電子提供措置をとらなければならない場合とは、会社法299条2項各号に掲げる場合、すなわち、①株主總會に出席しない株主が書面もしくは電磁的方法によつて事前に議決権を行使することができることとする場合、または②取締役会設置会社である場合である(会社法325の3①)。そして、これらのいずれかに該当する場合は、取締役は、株主總會の開催日の3週間前の日または招集通知を発送した日のいずれか早い日から株主總